相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市下稲吉一九四〇番地二二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青沼　清晶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　茨城県土浦市文京町四番八号コーエイビル二〇五さくらパートナーズ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　前澤　優也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市堀下町一三二九番地、最後の住所群馬県伊勢崎市堀下町五八七番地三　被相続人　亡　石田　初雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　群馬県前橋市大手町三丁目一番一〇号群馬県教育会館一階　相続財産管理人　弁護士　谷田　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市大和田三〇九番地、最後の住所千葉県八千代市大和田七八番地一四　被相続人　亡　清水　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　飯田　晃久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区海岸三丁目九番、最後の住所東京都板橋区小茂根一丁目一番二―一〇五号　被相続人　亡　山口　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市新町一丁目一三番地、最後の住所東京都日野市新町一丁目一三番地日野新町一丁目アパート六―二〇六　被相続人　亡　伊藤　**梢**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階りんどう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字加納二八五二番地、最後の住所新潟県柏崎市北斗町一番四号　被相続人　亡　長谷川　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室　相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都羽村市羽中一丁目七番、最後の住所東京都福生市大字福生六九一番地長寿コーポ二〇三号室　被相続人　亡　神戸　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　東京都立川市曙町一―三〇―二一立川井上ビルB一―一弁護士法人ＥＮＩＳＨＩ　相続財産管理人　弁護士　永淵　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市末広町二丁目一七七番地、最後の住所茨城県日立市末広町二丁目四番一〇号　被相続人　亡　瀬谷　まさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　事務所東京都港区虎ノ門一丁目二番二〇号第三虎の門電気ビルディング二階荒井総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　舘　彰男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央五丁目九二六番地、最後の住所横浜市神奈川区西寺尾二丁目二六番二―三〇一号　被相続人　亡　松村宏一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　横浜市中区海岸通三丁目一三番地一　相続財産管理人　弁護士　松井　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区神大寺一丁目六八二番地、最後の住所横浜市神奈川区神大寺一丁目一三番四五―三〇五号　被相続人　亡　秋本　庄吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　横浜市戸塚区戸塚町一二一大川原ビル四階　相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県見附市今町二丁目甲一番地三八、最後の住所栃木県大田原市寒井一四六六番地二、住民票上の住所新潟市中央区旭町通二番町五二五番地二〇　被相続人　亡　齋藤　次弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル四階　いなほ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　磯部　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所石川県加賀市大聖寺永町五一番地　被相続人　亡　山本行雄こと　黄　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　事務所石川県金沢市大手町一五番一二号　相続財産管理人　弁護士　塩梅　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市乾徳二丁目三〇一番地、最後の住所福井県福井市乾徳二丁目三番三号　被相続人　亡　前田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　福井県福井市順化一丁目二四番四三号　ストークビル福井一番館六〇三号室　清水法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清水　孝行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市明科東川手五〇三番地、最後の住所長野県安曇野市明科東川手二二七番地　被相続人　亡　藤原　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十一日　事務所　長野県松本市新橋七番四号　相続財産管理人　司法書士　松田　清